

初回期日令和2年7月29日午後1時30分

令和2年（ワ）第4920号 損害賠償請求事件

原告 ○○○○ほか13名

被告 国

令和2年6月

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

意見陳述書

原告○○○○○は、以下のとおり意見を陳述する。

第1 はじめに

1 私は3人の子を持つ母親です。長女、長男、次女です。今は離れた場所で暮らしています。そして私は、子ども達とは約3年会うことも、話すこともできていません。

なぜ母親の私が子ども達に会えないのか。その理由は、夫が度重なる不貞を行いながら、離婚調停で離婚に応じず、その後、夫が子供達を連れて行ってしまったからです。そして夫は、私には子ども達に会わせてくれないからです。

2 度重なる夫の不貞が原因で、私は平成○○年○月に離婚調停を申し立てました。でも夫は離婚を拒み、平成○○年○月に離婚調停は不成立となりました。夫の不貞と、離婚調停で繰り返された嘘により、とうとう私は夫を信じることを諦めて、別居を決意しました。

平成○○年○月○日の引っ越し当日、私が二女（当時5歳3か月）を保育園に迎えに行くと、夫が車で後からついてきて、私が拒否するのを無視して夫の実家に二女を連れて行ってしまいました。私が長女（当時8歳7か月）を私の実家に預けて、長男（当時7歳7か月）とともに二女を迎えに行くと、夫の母

が長男を実家に連れ込んでしまいました。私は長男と二女を連れて帰ることを懇願したのですが、夫と同人の母は、拒否しつづけたのです。3時間が経過しても事態は変わらず、夜遅くなってしまったため、私は退去せざるをえませんでした。

その後も私は、夫の実家を訪ね、長男と二女に会っていたのですが、長男と二女を連れて帰ることは拒絶され続けました。そのうち夫の実家の玄関の鍵を閉められるようになり、二女が連れて行かれてから1か月を経過する頃には、私は、長男と二女に全く会えなくされてしまったのです。

3 私は、平成〇〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所に対し3人の子ども達の監護者指定の審判、及び長男と二女の引渡しを求める審判を申し立てました。

この頃から、長女が長男と二女に会えないことにより、精神的に不安定となりました。私は夫に対し、子ども同士だけでも会わせてほしいと懇請したのですが、夫はこれも拒絶しました。長女は、次女と長男に会うために家族で生活していた家に行きました。でも、その時に長女まで私の同意なく連れ去られたのです。

その後行われた審判において、3人の子ども達の監護者は私ではなく、夫と指定されました。その審判書の理由を読む限り、夫の母親が現在3人の子ども達を育てていることが、最大の理由とされているように感じました。でもその「夫側が現在3人の子ども達を育てていること」は、夫が3人の子ども達を私の同意なく連れ去ったから生じたことです。なぜその「同意なく連れ去った夫」が、3人の子ども達の監護者の評価で有利になるのでしょうか。夫は子ども達を連れ去っておきながら、子ども達と同居もせず実家の母親に監護を任せっぱなしにしているのです。出された審判は結局、子ども達を連れ去れば監護者になれる、という判断のように、私には感じました。

夫の連れ去りにより、子ども達は母親である私とは全く会えない生活を現在に至るまで余儀なくされています。仮に、私が3人の子ども達の監護者であれば、「父子なのだから」として、夫が子ども達に会いたいと言った時は、いつでも会わせたはずです。それにより子ども達が父親と触れあいながら成長する

ことができるからです。でも、審判ではそのようなことは考慮に入れられずに、3人の子ども達を連れ去った夫を勝たせたのです。夫が子ども達を連れ去った後、子ども達と私を会わせないにも拘わらず、夫を監護者に指定したのです。私は法律の専門家ではありませんが、それはあまりに不公平であり、正義にも反することだと思えます。何よりも、3人の子ども達の心と今後の成長のことを、全く考えてくださっていないと思えます。

- 4 私は、面会交流の調停を申し立てました。直接の面会交流は認められず、令和〇年〇〇月〇〇日に、2か月に1回の手紙の送付、3人の子の誕生日とクリスマスにプレゼントを贈ること、及び2か月に1回の3人の子の自然な表情の写真を送付することを認める審判がされたのです。

私は3人の子ども達を連れ去られて以来、試行的面会交流さえさせてもらえず、私は3人の子ども達に一度も会うことができいていません。私と夫はまだ法律上は離婚しておらず夫婦なのに、私は子ども達に会うことすらできないのです。

- 5 私が最後に長女と長男と会ったのは小学校での合唱コンクールの時でした。

2人と会えなくなる前から学校へは相談をしていたのもあつてか教頭先生から招待を受け参加しました。

義母と義妹は来ていましたが、夫は来ておらず、義母たちも子ども達の発表が終わるとすぐに帰りました。

義母たちが帰った後に私がいることに気付いた長女と話すことが出来たのですが、私と帰りたいと懇願され、夫が怖いと訴えられました。

このまま連れて行ってしまうと学校の先生や長女が夫に怒られてしまうと思ひ、先生に下校時に来て話をする旨を伝えましたが、夫が迎えに来て早退をさせてしまいました。

その後子ども達は学校も転校させられました。

- 6 私は調停で子ども達に手紙を送ることは許されたので、平成〇〇年〇月から毎月子ども達に宛て手作りのカードを作り送り続けています。

それに対して、夫からは私に対して不定期に写真が送られてきました。でも

送られてきたのは、子ども達の顔が写っていない写真，私が送った手紙を子ども達が破いている写真，子ども達が中指を立てて見ている私を侮辱しているポーズの写真，子ども達が「しね」「ばばあ」「バカ」と書かれたメモ紙を持っている写真でした。

- 7 私は、日本の法律では、子ども達を連れ去り、支配することで、子ども達についての判断で有利になり、その後何をしても問題とされないのだ、という事を体験しました。私は辛い気持ちを抑えればいいのかもかもしれません。でもそのような連れ去られた環境で育つ子ども達が、とてもかわいそうでならないのです。

法律で子どもを連れ去る事へのルールがあれば、子ども達が淋しい思いをしたり、片親が疎外されたり、虐待が起きることなどを防ぐことができると思います。

親子の人権が守られる法律制度になってほしい、ということが、私の願いです。

以上